

奥入瀬川漁業協同組合

内共第44号第五種共同漁業権

遊漁規則



奥入瀬川漁業協同組合内共第44号第五種共同漁業権

遊漁夫見貝り

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第44号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（ひめますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に關し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において手釣、竿釣の漁具・漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ、第6条第1項に規定する遊漁料を納付し、組合の承認を受けなければならない。

2 組合は、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（前項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、前項の承認をするものとする。

(遊漁期間)

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
ひめます	5月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
葛沼全体	9月1日から10月10日まで

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
ひめます	全長 15cm



(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、100円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
ひめます	手釣	1日	400円
	竿釣	1年	3,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

奥入瀬川漁業協同組合事務所

(十和田市元町東四丁目1番15号)

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第8条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、次の表の1年当たりの遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	漁具・漁法	遊漁料(1年)
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(葦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(葦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行なうものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会

(十和田市元町東四丁目1番15号)

3 第2項の遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第6条第1項に規定する(遊漁に際し守るべき事項)遊漁料を徴収する。

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。



- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、菖蒲の全湖底をかくはんしてはならない。
- 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

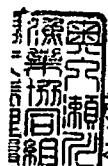
- 2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

別記様式第1号 遊漁承認証

遊漁承認証 下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊漁者	(住所) (氏名) (年齢)
承認期間 魚種 漁具、漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者 奥入瀬川漁業協同組合	
注意事項	
<ol style="list-style-type: none">1. 遊漁者は漁場監視員の指示に従わなければならない。2. 遊漁者が遊漁規則に違反したときは遊漁の中止を命じ又は以後遊漁を拒絶することがある。(この場合既に納付した遊漁料の払い戻しはしない)3. 9月1日から10月10日まで遊漁してはならない。4. 遊漁者は相互に適当な区域を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。5. 遊漁者は菖蒲の全湖底をかくはんしてはならない。6. ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。	



別記様式第2号 第8条第3項に規定する共通遊漁承認証

<表>

(全魚種券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名 年令 歳		
住所		
全魚種 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 平成 年1月1日～12月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 魚種 全魚種 <input checked="" type="checkbox"/> 遊漁料 15,000円		
青森県内水面漁業協同組合連合会 TEL 034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 <input checked="" type="checkbox"/> TEL 0176-58-5088/FAX 0176-24-2568		

(渓流魚券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名 年令 歳		
住所		
游漁料 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 平成 年1月1日～12月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 魚種 游漁料 8,000円		
青森県内水面漁業協同組合連合会 TEL 034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 <input checked="" type="checkbox"/> TEL 0176-58-5088/FAX 0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・渓流魚券共通)

・県内共通遊漁承認証		
	全魚種券	渓流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス(鰐沼のみ)、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ	左記魚種からアユだけ除く
遊漁料金	15,000円	8,000円
券種と 遊漁期間	1月1日から12月31日までの年次のみ(券種ごとの遊漁期間は青森県内水面漁業協同組合連合会による)	
遊漁区域	青森県内河川湖沼(十和田湖、大庭川流域、八戸川流域、馬淵川流域等、各河川の内水面漁業協同組合内及び河川外内水面漁業協同組合を除く。また、県内外水面漁業協同組合各漁場の遊漁規則で定められた遊漁範囲を除く。)	
道具・方法	手釣、竿釣	

- ・共通遊漁承認券は、漁船主若しくは大企業の本拠地をイシントに適用できません。
- ・共通遊漁承認券は、記名された本人以外に適用できません。また、他人に貸与、譲渡することはできません。
- ・その他、詳しいことは「遊漁手続」をお読み下さい。

別記様式第3号 漁場監視員証

表

漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	(年齢)
住所	
有効期限	
発行者	奥入瀬川漁業協同組合◎

裏

--